

新潟県保険医会 FAXニュース 第130号**新潟県保険医会**

〒950-0865

新潟市中央区本馬越 2-17-5

TEL (025) 241-8625

FAX (025) 241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

期限切れ保険証で資格確認できる「暫定的な取扱い」が7月末で終了**■8月1日からの資格確認は「マイナ保険証」か「資格確認書」に**

これまで「暫定的な取扱い」として、有効期限が切れた保険証や「資格情報のお知らせ」のみを誤って医療機関等に持参した場合でも、これらに記載された被保険者番号等によってオンライン資格確認システムの照会を行い、確認が取れた負担割合での一部負担金徴収やレセプト請求が可能とされていました。

8月からはこの措置が終了となり、「マイナ保険証」「資格確認書」での資格確認が基本とされます。(なお、「マイナ保険証」を持参したものの、オンライン資格確認のネットワークの不具合や、有効な資格が確認できなかった場合の取扱いは従来と変わりありません。)

■後期高齢者への資格確認書の一律交付 7月末で終了

後期高齢者への資格確認書の一律交付が今年7月末で終了し、75～84歳については、利用実績に応じての交付や、マイナ保険証を持たない人のみへの交付となります。ただし、85歳以上にはマイナ保険証の保有の有無を問わず資格確認書が交付されます。なお、一律交付の対象とならない方も、申請をすれば資格確認書が交付されます。

【資格確認書の自動交付(申請なしでの交付)の対象】

後期高齢者以外	マイナ保険証を持っていない人
後期高齢者 (75～84歳)	・マイナ保険証を持っていない人 ・マイナ保険証を持っているが、下記の①と②のいずれか一方に該当する人、または両方に該当しない人※ ① 直近1年間にマイナ保険証の利用が6回以上 ② 概ね直近3か月以内にマイナ保険証の利用実績がある
後期高齢者(85歳以上)	全員(マイナ保険証保有の有無を問わず交付)

※①と②の両方を満たす場合、資格確認書は自動交付されない。しかし、マイナ保険証の利用登録が申請により解除された場合や、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れから3か月以上経過する場合、マイナンバーカードの返納等によってマイナ保険証の利用登録が解除された場合は、資格確認書が申請によらず交付される。

光ディスク請求を継続する医療機関は「移行計画書」の提出を

- ・2024年以降、光ディスクで請求を実施する医療機関は、年に1回「オンライン請求への移行計画書」の提出を求められています。
- ・現在光ディスクで請求を行っており、今年10月以降もこれを継続する場合は、**8月31日までに様式第1号(光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書兼オンライン請求への移行計画書)**の提出が必要です。
1年更新制のため、昨年提出した医療機関も改めて提出する必要があります。
- ・移行計画書は原則「1年以内にオンライン請求に移行する」前提で作成する必要がありますが、実際にオンライン請求に移行できなかったとしても罰則はありません。(1年更新制であり、改めて計画書を提出することで更新可能。)
- ・オンライン請求、紙レセプト請求の医療機関は提出する必要はありません。

▼提出は下記サイトのフォームから (提出〆切:2026年8月31日)「医療機関等向け総合ポータルサイト」 https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

> オンライン資格確認 オンライン請求 > オンライン請求 > 各種申請一覧

> 猶予届出兼移行計画

> 【重要】光ディスク等請求に係る猶予届出兼オンライン請求への移行計画書の提出について